

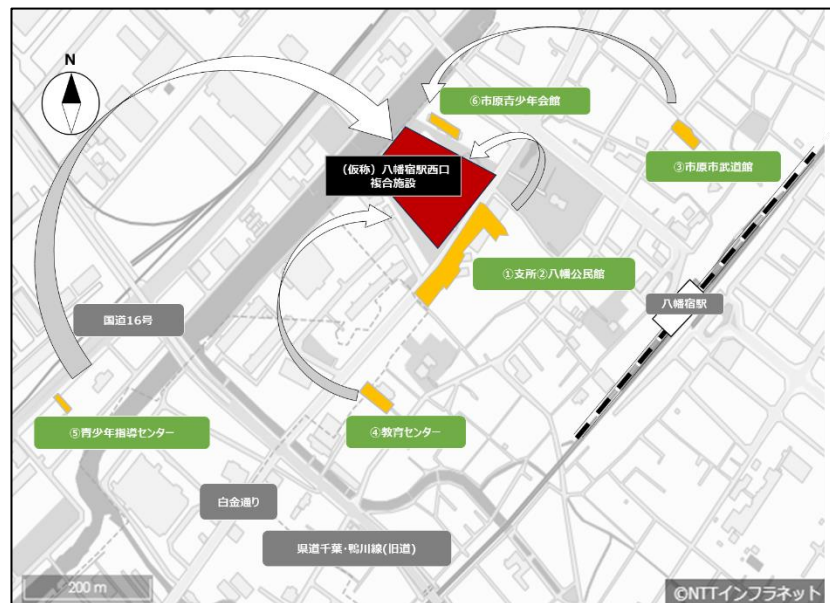
（仮称）八幡宿駅西口複合施設愛称募集要領

1 目的

令和8年3月2日（月）に供用開始予定の（仮称）八幡宿駅西口複合施設が、多くの市民から愛され、利用されるよう、親しみやすい愛称を市民募集し、正式名称との併用を図ります。

2 （仮称）八幡宿駅西口複合施設

（1）所在地 市原市八幡1050番地3



（2）施設概要

公共施設再配置のモデルケースとして、八幡宿駅西口に立地する6つの公共施設を機能集約した複合施設を整備しています。

『“もっと前へ”新しい時代の公共施設を目指す』を基本理念に、「交流と集いの場」、「自己実現の場」、「地域支援の場」、「歴史と知識の場」の4つの場を創出し、従来から公共施設を利用していた世代だけでなく、若い世代を呼び込み、地域全体にわ（和・輪）を広げる場として、地域交流、世代交流を図るとともに、地域全体を進化させる新たな拠点となることを目指しています。

交流と集いの場	『多様な人々のつながりや安心を育む。』	地域支援の場	『地域住民の生活を支え、地域を活性化する。』
自己実現の場	『自己を表現し人生を充実させる。』	歴史と知識の場	『地域の歴史・文化の継承と新たな知の拠点を形成する。』



3 募集内容

(1) 応募要件

応募作品は、次の要件を全て満たすものとします。

- ① 親しみがあり、誰もが呼びやすいもの
- ② 分かりやすく覚えやすいもの
- ③ 他の施設や商品等に使用されていないもの
- ④ 第三者の商標権、著作権などの知的財産権を侵害しないもの

⑤ 公共施設として不適切な表現でないもの

(2) 募集の周知

市ウェブサイト、広報いちほら6月号、公共施設での配架配布及び SNS 等に掲載

(3) 募集・投票期間

①募集期間：令和7年6月1日（日）から令和7年6月30日（月）まで（必着）

②投票期間：令和7年7月17日（木）から令和7年8月4日（月）まで（必着）

(3) 応募資格

市内在住者、市内に在勤・在学する者

(4) 応募作品数

一人当たりの応募作品の上限数はありません。

ただし、同一人物から同一名称の応募は1点とします。

(5) 応募方法

① 応募専用フォームによる応募

応募専用フォームに必要事項（愛称、愛称の理由、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、市外在住者の場合は学校名または勤務先）を入力

URL：<https://logoform.jp/f/5PW3N>

<二次元コード>



② 応募用紙による応募

所定の応募用紙（コピー可）に必要事項（愛称、愛称の理由、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、市外在住者の場合は学校名または勤務先）を記入の上、応募（応募箱に投函）

<応募箱設置場所>

市役所(第1庁舎・第2庁舎)、市原支所、八幡公民館、八幡認定こども園、市原青少年会館、中央図書館、we ほーる

4 選考方法

- (1) 応募された愛称のうち、市職員による選考委員会において、愛称候補を3案程度選定します。
- (2) 応募専用フォーム及び投票用紙により、愛称候補の市民投票を実施します。
- (3) 市民投票の結果、最も得票数が多い愛称候補を愛称として決定します。

同点となった場合には、市長が決定します。



※同一の応募作品（名称）に複数の応募者がある場合は、愛称の理由などを考慮し、いずれか1作品を選考対象とします。

※審査の内容、結果に関する問い合わせに対しては、お答えできませんのであらかじめ御了承ください。

※採用後（市民投票後）に、採用作品が第三者の商標権、著作権等の権利を侵害し、またはその恐れがあると判断される場合は、次点得票数の応募作品を採用します。

5 結果の公表

市ウェブサイト、広報いちほら及び SNS 等に掲載します。

なお、採用応募作品の応募者は氏名を公表する予定です。また、採用応募作品の応募者には、本施設のオープニングイベントへの出席や広報いちほらへ掲載するインタビューなどをお願いする予定です。

6 個人情報の取扱い

愛称の募集にあたり取得した応募者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び市原市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理し、愛称募集関連業務の目的以外で使用することはありません。

7 留意事項

- (1) 応募作品は、応募者自身が制作したもので、他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限ります。
- (2) 施設愛称として採用された作品の一切の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て無償で市原市に譲渡するものとします。
- (3) 応募者は、施設愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議を申し立てないこととします。
- (4) 応募作品に対して補正や文言の追加を行った上で、採用する場合があります。
- (5) 応募者は、応募作品に関して著作者人格権の行使をしないものとします。
- (6) 応募者が未成年の場合には、保護者と連絡調整した上で、保護者の同意を得た場合に限り採用とします。
- (7) すでに商標登録がされているものは、無効とします。
- (8) 応募に当たって不備のある作品は、審査及び選考の対象とはなりません。
- (9) 応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
- (10) 応募作品は返却しません。
- (11) 選考結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- (12) 応募作品にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (13) この要領に定めるもののほか、愛称選考に関する必要な事項を別途定める場合があります。
- (14) 作品の応募をもって、本要領に同意したものとみなします。